



平成 19 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名：株式会社 島 忠
代表者名：代表取締役社長 山下 視希夫
(コード番号 8184 東証第一部)
問合せ先：取締役総務部長 出村 敏文
(TEL 048-623-7711)

取締役に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 238 条及び第 240 条に基づき、当社取締役に対してストックオプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社取締役に対する新株予約権の発行は、平成 19 年 11 月 29 日開催の定時株主総会において「取締役に対するストックオプションのための報酬等の額及び内容決定の件」として承認された新株予約権の個数、内容及び金額の総額の範囲内で行うものであります。

記

1 スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役が株主の皆様と利益意識を共有することを主眼とし、中長期的な株主価値の増大と報酬とを連動させ、業績向上に対する意欲や士気を一層高めるべく、当社取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行いたします。

2 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者及び割当てする新株予約権の数

当社取締役 6 名 250 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 25,000 株とする（新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とする。）。

ただし、当社が、株式の分割又は株式の併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権にかか

る付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数は、株式の分割の場合は、当該株式の分割の基準日の翌日以降、株式の併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する（下記(5)記載の行使価額の調整についても同様とする。）。

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付与されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」と総称する。）を行う場合、当社が株式の無償割当てを行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める合理的な範囲内で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

250 個

ただし、上記(1)記載の割当予定者が新株予約権割当日において当社取締役たる地位を失っている場合又は割当予定数に対する申込みの総数が上記の総数に達しない場合は、その申込みの総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの金額は、新株予約権の行使により交付を受ける 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、新株予約権の発行後、株式の分割又は株式の併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の割合}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付与されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）には、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併等の条件、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、必要と認める合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

- (6) 新株予約権の割当日
平成 20 年 1 月 11 日
- (7) 新株予約権証券の発行
新株予約権の証券は発行しない。
- (8) 新株予約権を行使することができる期間
平成 21 年 12 月 22 日から平成 24 年 12 月 21 日まで
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任した場合その他当社取締役会決議において正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

(11) 新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約承認の議案若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款変更の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権の新株予約権者が権利行使をする前に上記(10)の規定により権利を行うことができる条件に該当しなくなった場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(12) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(13) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合にお

いて、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
- iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの金額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- v. 新株予約権を行使することができる期間
上記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(9)に準じて決定する。
- vii. 新株予約権の行使の条件
上記(10)に準じて決定する。
- viii. 新株予約権の取得条項
上記(11)に準じて決定する。
- ix. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

(14) 新株予約権を行使した際に生じる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(15) その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。

〔ご参考〕

- ・ 平成 19 年 10 月 19 日付当社プレスリリース「取締役に対するストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ」

以上